

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「・・・、例えば、各基盤機関に勤務する教員に対する評価等の見通しが立っていないなど課題もあることから、今後も継続的な取組を行い、成果に結びつけていくことが期待される。」</p> <p>【申立内容】 下線箇所を削除願いたい。</p> <p>【理由】 文部科学省からの確認事項に対する回答（平成20年8月12日）別紙2のとおり、総研大担当教員の教育業績評価については、各基盤機関ごとに行われている（平成19年度に試行的に実施）とともに、総研大全体の教育への貢献（学生指導、授業等）について、評価・改善タスクフォースで点検して評価を行い、教育の改善に活かしており、着実に取組を進めているため。</p> <p>※評価・改善タスクフォース（平成19年4月9日、7月12日、8月24日、12月3日開催）</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教員の業績評価は基盤機関に任されており、大学として各基盤機関に勤務する教員に対する評価等の見通しが立っていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>【原文】 <u>「平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」</u></p> <p><u>【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】</u></p> <p><u>○年度計画【7-3】「セキュリティ機能を強化した情報ネットワークシステムの整備及びSINET3」への移行の検討（実績報告書10頁）については、検討するための現況・調査情報収集を行ったにすぎず、検討が行われていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u></p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて<u>おおむね順調に進んでいる。</u> （理由）<u>年度計画の記載27事項中26項目が「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。」</u></p> <p>【申立内容】 下線箇所を削除願いたい。 また、（理由）を以下のとおり修正願いたい。</p> <p>（理由）年度計画の記載27事項中すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められる。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 SINET3への移行の検討については、導入した場合のコストや回線利用状況について調査情報収集を行っているものの、大学として検討を行っているとはいえないため。</p>

【理由】

本学としては、SINET3の利用を検討するプロセスの中で、検討するための素材として他機関の現況調査や実施状況等の情報収集を行い、年度計画に従って具体的な検討を継続しており、平成20年度中に最終的な結論を得ることとしている。以上から、検討が行われていないという文言削除をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 <u>「平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」</u></p> <p><u>○研究費の不正使用防止のための取組のうち、配分機関・関係府省への報告の手続きについてのルールの整備・明確化がなされていないことから、早急な対応が求められる。</u></p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて<u>おおむね順調に進んでいる。</u> (理由) 年度計画の記載5事項すべてが「<u>年度計画を十分に実施している</u>」と認められるが、<u>研究費の不正使用防止のための体制・ルールの整備が十分ではないこと等を総合的に勘案したことによる。</u>」</p> <p>【申立内容】 下線箇所を削除願いたい。</p> <p>【理由】 配分機関・関係府省への報告の手続きについてのルールの整備・明確化について、本学においては「国立大学法人総合研究大学院大学における研究費等の不正使用防止体制に関する規程」（各法人共通の資料・データ一覧 資料10-2 参照）を制定している。これは、下記①～④の通知等に則って制定したものであって、制度の運用にあたっては、これら4つの通知及びガイドラインと本学不正使用防止体制に関する規程を一体のものとして</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「国立大学法人総合研究大学院大学における研究費等の不正使用防止体制に関する規程」を制定しているものの、配分機関・関係府省への報告の手続きについてのルールの整備・明確化がなされていないため。</p>

周知徹底するとともに、これらに基づき適正に運用しており、『研究費の不正使用防止のための体制・ルールの整備が十分ではない』との指摘は当を得ていないため。

規程の制定において参照した通知

- ①「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 - 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告-）
- ②「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成18年8月31日 - 総合科学技術会議-）
- ③「研究費の不正な使用への対応について」（文部科学省科学・学術政策局長通知、平成18年9月4日付け18文科科第420号）
- ④「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（同局長通知、平成19年2月15日付け18文科科第829号）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「研究費の不正使用防止に関しては、配分機関・関係府省への報告の手続きについてのルールを整備・明確化がなされていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 前述の「2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項」に関する下線箇所削除申立と同様の理由により原文の削除をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p>